

空港の設置及び管理に関する基本方針の一部改正案
に関する意見募集の結果について

令和6年4月1日
国土交通省航空局

国土交通省では、令和6年1月25日から同年2月23日まで、空港の設置及び管理に関する基本方針の一部改正案に関する意見の募集を行いました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

お問い合わせ先

国土交通省航空局航空ネットワーク企画課 意見募集担当

電話番号：03-5253-8111

○空港の設置及び管理に関する基本方針の一部改正案に関する意見募集に寄せられた御意見の概要と国土交通省の考え方

※4の個人・団体から合計4件の御意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

御意見の概要	国土交通省の考え方
<p>改正案には賛成だが、本取組には、旅客の利用が少ない空港を優先的に活用すべき。</p>	<p>この取組において、空港の対象候補を選定するにあたっては、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島しょが広い範囲にわたり存在する南西諸島や、 ・部隊等の所在地の近傍 <p>に所在するなど、それぞれの空港の重要な特性に着目し、その整備状況等も踏まえて選定しています。</p>
<p>国の防衛力強化の重要性については理解できるが、自衛隊・海上保安庁による特定利用空港の利用に際しては、緊急事態を除き、エアラインのオペレーション（ダイヤ・定時性等）に影響がないよう配慮し、あくまで民生利用が主であるべき。</p> <p>また、円滑な空港利用を促進する観点から、国、地方自治体、空港管理者などの関係者が密に連携し、協力していくことが重要である。</p> <p>加えて、防衛力強化は国民全体が裨益するものであることに鑑み、受益と負担の原則に則った予算措置をしていくべき。</p>	<p>この取組は、自衛隊や海上保安庁の優先的な利用を前提としたものではなく、既存の制度に則って、あくまで関係者間で連携し、円滑な利用について調整するものです。引き続き、円滑化な利用が図られるよう、地方自治体や空港管理者などの関係者と連携して進めてまいります。</p> <p>また、特定利用空港における整備や既存事業の促進は、民生利用を主とするものであるため、空港整備事業の既存の制度に基づくこととしています。</p>
<p>特定利用空港は、敵国の攻撃対象となることが想定されることから、そこで働く者に丁寧な説明が必要であり、有事の際の安全確保について関係者間で十分に説明する必要があるのではないか。</p> <p>また、「特定利用空港」にあっては、「民生利用を主としつつ」、「必要な整備を促進」と説明されているが、民生利用が主であるとしても、そもそも整備の目的が「総合的な防衛体制の強化」である以上、財源は空港整備勘定とは別に確保すべき。</p> <p>その際、港湾整備と同様に一般財源で措置すべき。</p>	<p>自衛隊・海上保安庁は、これまでも民間の空港を利用してきているところ、今回、更なる利用の円滑化を図ることを目的として、空港管理者との間で、「円滑な利用に関する枠組み」が設けられた後も自衛隊・海上保安庁による平素の利用に大きな変化はなく、そのことのみによって、当該空港が攻撃目標とみなされる可能性が高まるとはいえないと考えております。</p> <p>また、特定利用空港における整備や既存事業の促進は、民生利用を主とするものであるため、空港整備事業の既存の制度に基づくこととしています。</p>